

福保予第151号の92
2021年(令和3年)11月30日

各サテライト医療機関 様

福山市長
(新型コロナウイルスワクチン接種実施本部)

2021年(令和3年)12月以降に実施した新型コロナワクチン接種に係る
費用請求について(通知)

新型コロナワクチンの3回目接種に、多大なる御尽力をいただくことについて、深く感謝いたします。

11月4日付けで厚生労働省から「新型コロナワクチン接種に係る費用請求及び1,2回目用予診票の変更について」通知があり、12月から、「1,2回目用の予診票」について、「3回目用の予診票」と同様に、接種費用と時間外・休日加算が一体的に請求できるよう様式が改正されました。

つきましては、2021年(令和3年)12月接種分からの費用請求については、別紙「費用請求の取扱い」により「新予診票」で請求していただきますようお願いいたします。

1,2回目接種について、12月以降も「旧予診票」で請求される場合は、従来どおり、接種費用は広島県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」)へ、時間外・休日加算は本市へ請求してください。なお、3回目接種は、「新予診票」での請求のみとなるため、全て国保連へ請求いただくこととなります。

【留意事項】

- ・1,2回目接種の「新予診票」の様式(接種券欄が空欄)をメールで送付しますので、当面は各医療機関でコピーして御利用ください。なお、市で印刷した「新予診票」は12月中旬に郵送で送付させていただきます。
- ・今後、新たに12歳に到達する方や接種券を紛失された方などへ、本市が発行する接種券は準備が整い次第、「新予診票」を同封します。
- ・「旧予診票」で時間外・休日加算の請求を本市へ行う場合、毎月請求になります。請求にあたっては、必ず「新予診票」で国保連へ請求した件数を除いたものを請求してください。(12月以降の提出様式は後日お示しいたします。)

<問合せ先>

福山市新型コロナウイルスワクチン接種実施本部

月~金(祝日を除く。)8時30分~17時15分

電話:(084)928-1267 担当:内田・石山・岡崎